

第3章 特定信書便事業（特定サービス型）

(1) 特定信書便事業とは

「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいいます。

「特定信書便役務」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務をいいます。

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）
- ② 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）
- ③ 料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令(注)で定める額を超えるもの（3号役務）

(注) 国内における信書便の役務 800円

国際信書便の役務 地帯別・重量別に制定【P. 75～77】

※ 引受地が外国にある場合における外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日の基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行います。

これらの役務の範囲であれば、役務の種類は自由に組み合わせることができます。例えば、1号役務のうち73cmを超える信書便物の送達のみを提供することや1号役務から3号役務までのすべてを提供することなどができます。

なお、提供役務の種類を追加・変更する場合には、事業計画の変更手続等【P. 29～31】が必要です。

特定信書便事業

以下の3つの特定信書便役務のうち、いずれかに該当する「特定サービス型」の事業

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（1号役務）



- ② 信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの（2号役務）



- ③ 料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(※)を超えるもの（3号役務）

※ 国内における役務は800円（消費税を含みます）



〈特定信書便事業の開始までの手続〉

許可及び認可を同時に申請する場合

特定信書便事業の許可申請【P. 22～23】
【法第29・30条、規則第35～37条】
信書便約款の認可申請【P. 24～25】
【法第33条、規則第24・40条】
信書便管理規程の認可申請【P. 25】
【法第22・34条、規則第31・40条】

審査
【法第22・31・33・34条】

審議会への諮問・答申
【法第38条第2号】

許可・認可

事業の開始

許可及び認可を同時に申請しない場合

特定信書便事業の許可申請【P. 22～23】
【法第29・30条、規則第35～37条】

審査
【法第31条】

審議会への諮問・答申
【法第38条第2号】

許可

信書便約款の認可申請【P. 24～25】
【法第33条、規則第24・40条】
信書便管理規程の認可申請【P. 25】
【法第22・34条、規則第31・40条】

審査
【法第22・33・34条】

審議会への諮問・答申
【法第38条第2号】

認可

事業の開始

○標準処理期間
申請から許認可までの標準処理期間は1～2か月です。

○登録免許税の納付
許可を受けてから1か月を経過する日までの間に、3万円の登録免許税を納付する必要があります。

○標準処理期間
申請から認可までの標準処理期間は1～2か月です。

事業開始の届出【P. 44】
【規則第48条】

事業開始当初から業務の一部委託や他の信書便事業者との協定等を行う場合には、事業開始の前に以下の手続も必要となります。

- ・業務の一部の委託の認可申請【P. 26】
【法第23・34条、規則第32・40条】
- ・他の信書便事業者との協定等の認可申請【P. 26～27】
【法第24・34条、規則第33・40条】
- ・外国信書便事業者との協定等の認可申請【P. 27】
【法第25・34条、規則第34・40条】

認可

○標準処理期間
申請から認可までの標準処理期間は0.5～1か月です。

(2) 特定信書便事業の参入条件

特定信書便事業を営むためには、総務大臣から、事業の許可、信書便約款の認可及び信書便管理規程の認可を受ける必要があります。

① 事業の許可

特定信書便事業を営もうとする者は、特定信書便事業としての適切な事業計画と事業遂行能力を有する必要があります。このため、提供する役務の種類や信書便物の引受け・配達の方法などを明記した事業計画、事業収支見積書などを提出して、総務大臣の許可を受けなければならないこととされています。

[許可基準]

- i) その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- ii) i)の他その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- iii) その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書 (規則第 35 条、規則様式第 18 【P. 96】) ※押印は不要です。

記載事項は以下のとおりです。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 次に掲げる事項を記載した事業計画
 - i) 特定信書便役務の種類
 - ii) 信書便物の引受けの方法
 - iii) 信書便物の配達の方法
 - iv) 法第 2 条第 7 項第 2 号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、i) から iii) までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項
 - a) 提供区域又は区間
 - b) 信書便物の送達に用いる送達手段
 - c) 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

※ (c) の記載例) 信書便物が差し出された時から 3 時間以内に送達するという役務の特性にかんがみ、信書便物の送達に当たって遵守すべき道路交通法の規定及び同法に基づく命令のうち特に次に掲げる事項を遵守して信書便物を送達すること。

 - ・ 道路交通法第 22 条の 2 第 1 項に規定する最高速度違反行為の防止
 - ・ 同法第 66 条の 2 第 1 項に規定する過労運転の防止
 - ・ 同法第 75 条第 1 項第 7 号に規定する自動車を離れて直ちに運転できない状態にする行為の防止
 - ・ 同法第 74 条の 3 に規定する安全運転管理者による的確な業務の実施 - v) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名
- ③ 他に事業を行っているときは、その事業の種類

(2) 添付書類 (規則第 37 条)

- ① 事業収支見積書 (規則様式第 2 【P. 79】)
- ② 信書便管理規程の概要を記載した書類 (信書便管理規程の認可の申請と同時に行う場合は不要。)
- ③ 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- ④ 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
- ⑤ 特定信書便役務の内容を記載した書類
- ⑥ 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し (許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し) 又はその手続の状況を記載した書類
- ⑦ 事業開始予定の日を記載した書類
- ⑧ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (規則様式第 3 【P. 80～81】)
- ⑨ 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
- ⑩ 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
 - i) 既存の法人 定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
 - ii) 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - iii) ii) 以外の法人を設立しようとする者 定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - iv) 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
 - v) 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
 - vi) 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
- ⑪ 法第 8 条各号に該当しないことを示す書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 29 条～第 31 条 【P. 51】
- ・ 施行規則 第 35 条～第 37 条 【P. 69～70、P. 79～81、P. 96】
- ・ 審査基準 第 21 条・第 22 条 【P. 116～117】
(なお、審査基準で引用する道路交通法・関税法 → 【P. 127～129】)

② 信書便約款の認可

信書便の役務の提供条件は、利用者に過大な契約上の責任を負わせるものであったり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはなりません。

このため、特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

なお、特定信書便事業者が、総務大臣の公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、その信書便約款は認可を受けたものとみなされます。

【標準信書便約款はP. 136～153 参照】

[認可基準]

- i) 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- ii) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

また、脱法的営業行為を防止するため、信書便約款によらない役務の提供を禁止しており、事業の適正な運営を確保するために必要がある場合には、総務大臣は信書便約款の変更を命ずることができることとされています。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書（規則第 24 条（第 40 条により準用）、規則様式第 13 【P. 91】） ※押印は不要です。

(2) 添付書類（規則第 24 条（第 40 条により準用））

- ・ 設定の場合：信書便約款
- ・ 変更の場合：信書便約款の新旧対照表
- ・ 信書便約款に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

【記載例はP. 154～171 参照】

- ① 信書便の役務の名称及び内容
- ② 信書便物の引受けの条件
- ③ 信書便物の配達の条件
- ④ 信書便物の転送及び還付の条件
- ⑤ 信書便物の送達日数
- ⑥ 信書便の役務に関する料金の収受及び払戻しの方法
- ⑦ 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- ⑧ その他信書便約款の内容として必要な事項

(注) 認可不要事項（規則第 25 条（第 40 条により準用））

次の提供条件については信書便約款の認可を要しません。

- ① 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
- ② 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 33 条、第 19 条（第 34 条により準用） 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 24 条・第 25 条（第 40 条により準用） 【P. 67、P. 70、P. 91】
- ・ 審査基準 第 11 条・第 12 条（第 23 条により一部準用） 【P. 114、P. 117】
（なお、審査基準で引用する郵便法・消費者契約法 → 【P. 126～127】）

③ 信書便管理規程の認可

特定信書便事業者は、他人の信書の送達を行うことから、その取扱中に係る信書便物の秘密の保護を図る必要があります。

このため、特定信書便事業者は、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

[認可基準]

特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書（規則第 31 条（第 40 条により準用）、規則様式第 14 【P. 92】） ※押印は不要です。

(2) 添付書類（規則第 31 条（第 40 条により準用））

- ・ 設定の場合：信書便管理規程
- ・ 変更の場合：信書便管理規程の新旧対照表
- ・ 信書便管理規程に記載しなければならない事項は以下のとおりです。

【記載例は P. 172～179 参照】

- ① 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - i) 信書便の業務の監督
 - ii) 顧客の情報及び信書便物の管理
- ② 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- ③ 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- ④ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 22 条 (第 34 条により準用) 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 31 条 (第 40 条により準用) 【P. 68、P. 70、P. 92】
- ・ 審査基準 第 13 条・第 14 条 (第 28 条により準用) 【P. 114～115、P. 117】
(なお、審査基準で引用する刑事訴訟法 → 【P. 127～128】)

④ 業務委託、信書便事業者間の協定等の認可

信書便の業務の一部を委託したり、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書の送達の事業を行う場合には、信書の秘密の保護その他利用者の保護の観点から、業務委託先、協定又は契約先についても信書送達役務に係る規律への適合を確保し、利用者に対する責任関係を明確にする必要があります。

このため、「信書便の業務の一部を委託しようとするとき」、「他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするとき」は、総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。

【業務の一部委託について】

[認可基準]

- i) 当該委託を必要とする特別の事情があること。
- ii) 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

【申請に必要な書類】 ※電子メールによる申請も可能です。

- (1) 申請書 (規則第 32 条 (第 40 条により準用)、規則様式第 15 【P. 93】) ※押印は不要です。
- (2) 添付書類 (規則第 32 条 (第 40 条により準用))
 - ① 受託者が法第 8 条各号に該当しないことを示す書類
 - ② 委託契約書の写し
 - ③ 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 23 条 (第 34 条により準用) 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 32 条 (第 40 条により準用) 【P. 68、P. 70、P. 93】
- ・ 審査基準 第 15 条・第 16 条 (第 29 条により準用) 【P. 115、P. 118】

【他の信書便事業者との協定等について】

[認可基準]

- i) 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
- ii) 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

【申請に必要な書類】 ※電子メールによる申請も可能です。

- (1) 申請書 (規則第 33 条 (第 40 条により準用)、規則様式第 16 【P. 94】) ※押印は不要です。

(2) 添付書類 (規則第 33 条 (第 40 条により準用))

- ① 協定書又は契約書の写し
- ② 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 24 条 (第 34 条により準用) 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 33 条 (第 40 条により準用) 【P. 69、P. 70、P. 94】
- ・ 審査基準 第 17 条・第 18 条 (第 30 条により準用) 【P. 115～116、P. 118】

【外国信書便事業者との協定等について】

[認可基準]

- i) 外国信書便事業者が当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。
- ii) 当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。
- iii) 当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- iv) 外国信書便事業者が信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域が明確に定められているものであること。

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

- (1) 申請書 (規則第 34 条 (第 40 条により準用)、規則様式第 17 【P. 95】) ※押印は不要です。

(2) 添付書類 (規則第 34 条 (第 40 条により準用))

- ① 協定書又は契約書の写し
- ② 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類
 - i) 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
 - ii) 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 25 条 (第 34 条により準用) 【P. 51～52】
- ・ 施行規則 第 34 条 (第 40 条により準用) 【P. 69～70、P. 95】
- ・ 審査基準 第 19 条・第 20 条 (第 31 条により一部準用) 【P. 116、P. 118】
(なお、審査基準で引用する関税法 → 【P. 127】)